

## 新たな地域医療再生計画の策定について

### ○ 経緯

平成 22 年度補正予算において、地域医療再生基金（※）に係る交付金の拡充が盛り込まれる各都道府県で地域医療再生計画案を提出、国の審査のうえ、交付額が決定

#### ※ 地域医療再生基金

国の交付金（50 億円）を財源に各都道府県で設置。平成 25 年度までの間、この基金を順次取り崩しながら事業を実施

#### ○ 平成 21 年 12 月策定の本県地域医療再生計画

【対象地域】尾張地域（海部医療圏及び尾張西部医療圏）

東三河地域（東三河北部医療圏及び東三河南部医療圏）

【事業内容】① 医師育成・派遣体制の構築

② 救急医療体制の構築

③ 周産期医療体制の構築

【対象地域】3 次医療圏単位（都道府県単位）※北海道のみ 6 地域

【予算総額】2,100 億円（基礎額 15 億円×52 地域＋加算額 1,320 億円）

⇒各地域 120 億円が限度（東日本大震災の被災 3 県（岩手、宮城、福島）は 120 億円確保）

【条件等】・50 億円以上の計画 施設整備費として 2 億円以上の基金が交付される医療機関全体で原則として 10%以上の病床削減を行うこと。（非過剰地域は 5%以上）

・80 億円以上の計画 病院の統合再編を行うこと。

・施設整備費にあっては事業者等負担が総額の 1/2 以上であることが評価の目安

【計画期間】平成 25 年度まで

【提出期限】平成 23 年 6 月 16 日

「地域医療連携のための有識者会議」（座長：名古屋大学医学部附属病院 松尾病院長）において検討（医療圏ごとに開催した地域医療連携検討ワーキング等で意見聴取）

### ○ 内示（平成 23 年 10 月 14 日）

81 億 2,244 万 9 千円（被災 3 県を除き全国で 3 番目）

### ○ 交付申請（平成 23 年 11 月 4 日）

内示額に基づき計画を策定し（概要は次頁以降）、国へ交付金の申請

## 愛知県地域医療再生計画の概要

### I 小児・周産期等医療体制の構築（安心して子どもを産み育てられる環境の整備）

- 子どもを安心して育てることができるよう、小児救急医療について全県レベルで重篤な患者に対応可能な医療機関を整備するとともに、各地域においても必要な診療を受けられるよう、症状に応じた小児救急医療体制を構築します。
- 子どもを安心して産むことができるよう、通常分娩だけでなくハイリスク分娩に対応するため、総合周産期母子医療センター(MFICU等)及び地域周産期母子医療センター(NICU・GCU等)を核とした周産期医療のネットワークを構築します。
- 小児救急及び周産期医療の後方支援を担う施設及び、近年増加の一途をたどっている発達障害者に対する医療拠点施設を整備し、障害児医療に係るネットワークを構築します。

### II 救急医療体制の構築(緊急性の高い疾患に365日24時間対応可能な体制の整備)

- 知多半島における医療連携(病院の統合・再編等)の推進により、365日24時間、緊急性の高い疾患に対応可能な医療機関を中心としたネットワークを構築します。
- 在宅療養患者の症状増悪期に受け入れる病床を整備し、地域で安心して医療を受けられるよう、医療の流れを整備します。
- 医療圏の枠組みにとらわれることなく、病院間の連携を進める取り組みを、尾張西部医療圏及び海部医療圏においてモデル的に実施します。(合同ワーキングの開催など)
- 震災等の非常時においても医療機関が必要な医療を継続できるよう、災害拠点病院の体制強化(自家発電施設の整備)を推進します。

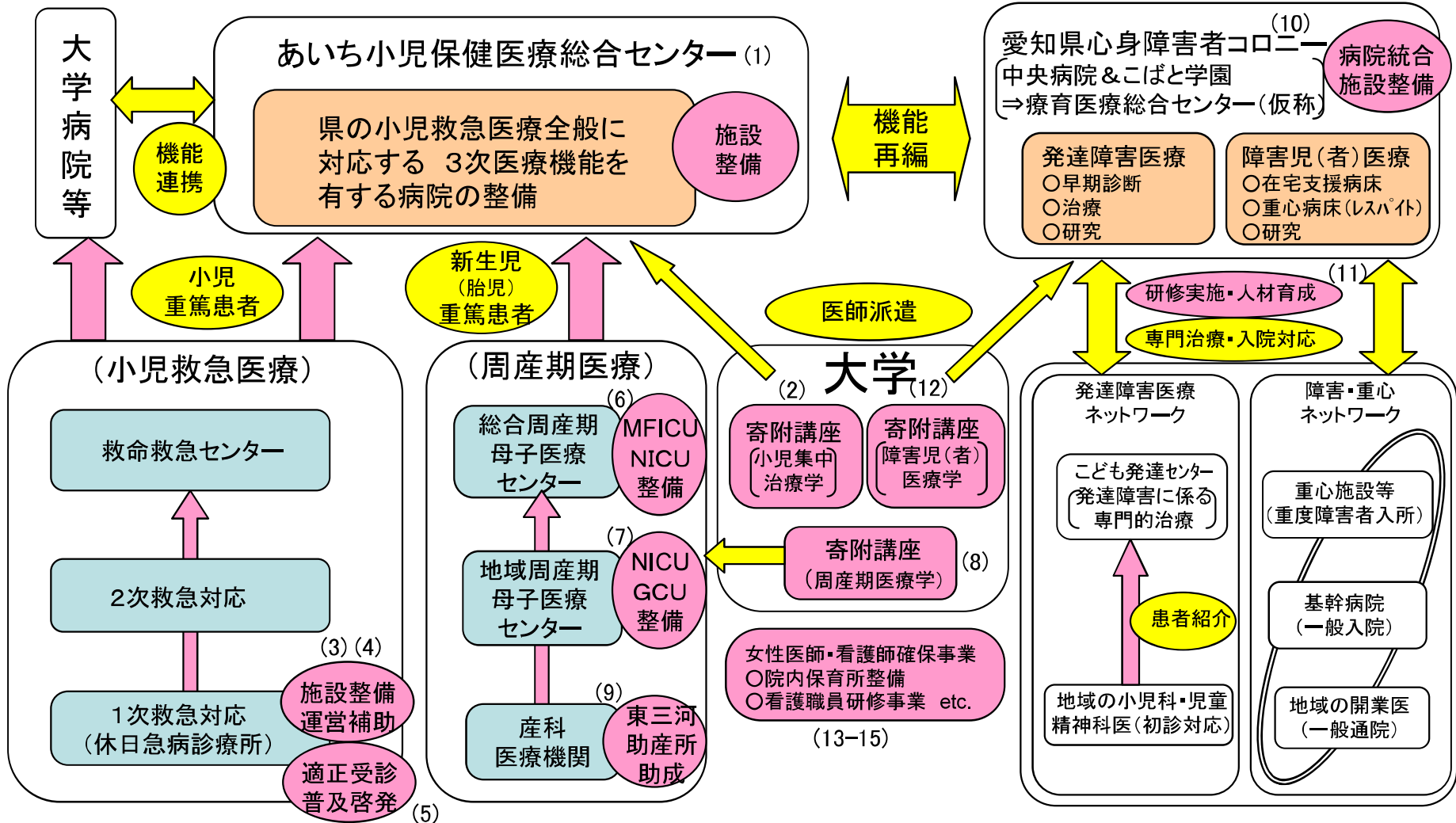
### III 精神医療体制の構築（精神・身体合併症対応及び認知症疾患対応）

- 精神・身体合併症の対応が可能な医療機関を確保し、精神科救急医療体制のネットワーク化を図ります。
- 高齢化の進展に伴い課題となっている、認知症の早期診断・継続的治療を行う専門医療機関(認知症疾患医療センター)を中心としたネットワーク化を図ります。

# I 小児・周産期等医療体制の構築

(小児救急・周産期医療及び障害児医療体制の整備)

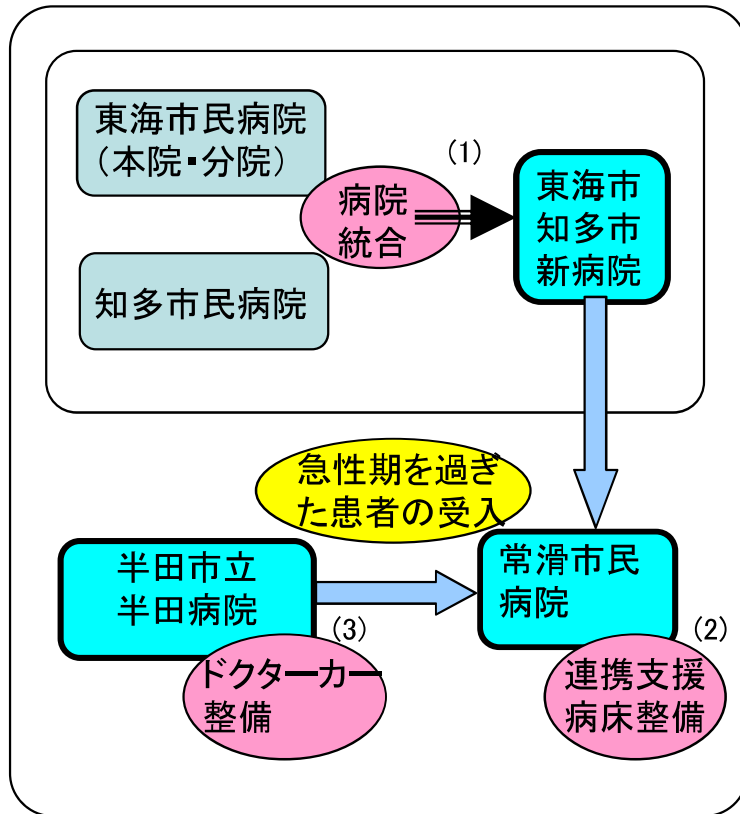
【小児救急医療対策】○あいち小児保健医療総合センターの整備、地域における小児救急医療体制の整備、寄附講座の設置等  
 【周産期医療対策】○総合周産期母子医療センター(MFICU等)・地域周産期母子医療センター(NICU・GCU等)の整備等  
 【障害医療対策】○発達障害医療の拠点施設としての心身障害者コロニーの整備、在宅支援病床の整備、寄附講座の設置等  
 【女性医師・看護職員確保対策】○女性医師の割合が高い産科・小児科医及び看護師確保のための各種取組



## II 救急医療体制の構築

### 知多半島医療圏

本県で救急医療に課題が多いとされた5医療圏のうち4医療圏は21年度策定の地域医療再生計画で対応。今回、知多半島医療圏に対応すれば全県の救急医療体制の確保が図られる。



### 全医療圏

急性期以後、在宅に至る流れの中で、在宅療養患者の症状増悪時に受け入れる病床(在宅支援病床)を整備し、地域で安心して医療を受けられるよう、医療連携体制を整備する。

